

南知多町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握・提供及び経費の節減を目的として、南知多町の例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務の契約の相手方を選定するため必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

南知多町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託

(2) 業務内容

南知多町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書のとおりとする。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和11年3月31日まで

※契約日の翌日から令和9年3月31日までは準備期間とし、令和9年4月1日から使用できるように納入すること。

(4) 提案上限額

6, 376, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。準備期間中に発生する費用を含む2年間の総額とする。）

【年度割上限額】令和9年度：3, 188, 000円

令和10年度：3, 188, 000円

(5) 留意事項

この公募は、令和8年12月補正予算の成立を前提とした準備行為として実施するものである。予算が成立しない場合、または予算額に変動があった場合は、本プロポーザルに基づく選定手続きの中止、または契約内容の変更・中止を行うことがある。

3. 応募資格・要件等

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

(1) 参加申込書の提出日において、南知多町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。

(3) 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領に基づき指名停止等の措置

- を受けていない者であること。
- (4) 南知多町暴力団排除条例（平成23年南知多町条例第10号）第2条第2号に該当しない者であること。
 - (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しない者であること。
 - (6) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (7) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 民事再生法(令和11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 同種業務の実績を有していること。
 - (10) 受託前後を問わず、発注者との緊密な連絡調整が可能であること。
 - (11) 過去5年以内において官公庁（関連団体を含む。）が発注する同種の事業について受託した実績があること。

4. スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
公募開始（公告）	令和8年10月14日（水）
質問提出期限	令和8年10月23日（金）午後3時（必着） ※回答は、提出後速やかに回答
参加表明受付期限	令和8年10月28日（水）午後5時（必着）
参加資格審査結果通知	令和8年10月29日（木）以降速やかに通知
企画提案書等提出期限	令和8年12月3日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション	令和8年12月中旬
選定結果通知	令和8年12月下旬
契約の締結予定日	令和8年12月下旬（予定）

5. 参加申込について

参加希望者は、本実施要領及び仕様書等を理解・遵守した上で、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出部数	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	1部	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	1部	
③	誓約書（様式第3号）	1部	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
④	業務経歴書（様式第4号）	1部	契約書の写しも添付すること。
⑤	印鑑証明の写し	1部	
⑥	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 （納税証明書その3の3）	1部	写し可
⑦	その他町長が必要と認める書類		

(2) 提出方法

提出資料は紙媒体とし、郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和8年10月28日（水）午後5時（必着）

(4) 書類の配付

プロポーザル実施要領、仕様書及び提出書類各種様式については、町ホームページ上で配布する。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、審査後速やかに参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。

6. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）を電子メールにより、事務局あてに送付し、必ず事務局

へ受信確認の連絡を行うこと。

(2) 受付期限

令和8年10月23日（金）午後3時（必着）

(3) 提出先

南知多町 総務部総務課 総務グループ（担当：加藤）

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

E-Mail soumu@town.minamichita.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年10月23日（金）以降速やかに順次回答する。なお、町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

7. 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は企画提案書等の提出にあたって、本実施要領及び仕様書等を熟読の上、作成すること。また、下記提出書類について、メール等で電子データを提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	記載内容・留意事項等
①	企画提案書（書式自由）	・提出は1提案者1件とする。 ・表紙を付けること。 ・提出者名（事業者名）を記入すること
②	業務工程表（書式自由）	・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。 ・業務工程表は企画提案書のページ数に含めない。
③	見積書及び積算内訳書（様式第6号）	・様式第6号に提案額を記載すること ・見積書は企画提案書のページ数に含めない。
④	業務実施体制及び配置予定者調書（書式自由）	
⑤	実績調書（書式自由）	・地方公共団体等の同業務について、過去5年間の実績や成果を記入すること。

(2) 見積書の提案上限額

見積書の提案上限額は「2 業務概要の（4）」のとおりとし、消費税及び地方消費税を含めた金額を項目ごとに記載のうえ、本実施要領及び仕様書等を熟読して提出すること。

(3) 提出方法

提出資料は電子データをメール等により、事務局あてに提出すること。

なお、電子データの形式はPDF形式とすること。町の電子メールの受信データ容

量の上限が約10MBのため、10MBを超える場合は大容量ファイル転送サービス等を利用して提出すること。

(4) 提出期限

令和8年12月3日(木) 午後5時(必着)

(5) 留意事項

- ア 申込のあった法人の名称等は公表する場合がある。
- イ 提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、町は、公表等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
- ウ 提出した書類は、南知多町情報公開条例(平成12年南知多町条例第42号)の規定に基づき公開することがある。この場合において、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は、非公開とする。
- エ 当募集に対し、1法人が複数の申込を行うことはできない。
- オ 提案に要する経費は、全て申込者の負担とする。
- カ 提出書類に使用する紙は、日本産業企画A4サイズとする。なお、企画提案書については、必要に応じてA3サイズを含むことを可能とする。
- キ 提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。
- ク 提出書類その他提出された資料及び見積書は返却しない。
- ケ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- コ 必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

8. 審査方法等

審査は、南知多町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査を行う。最適事業者の選定にあたっては、提案者から提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーションについて、審査を行う。

(1) 審査会

町職員6名

(2) プレゼンテーション

① 所要時間

1事業者あたり70分程度(説明時間50分、質疑応答20分)

② 開催日時

令和8年12月中旬(詳細は、参加者に別途通知する。)

③ 機材、準備物等

プレゼンテーション内容を投影するための大型モニター(プロジェクター及びスクリーン)及び接続ケーブルは、本町が用意する。プレゼンテーションで使用するPC(接続端子がType-C又はHDMIのものは参加者において持参すること。

9. 評価の視点及び配点

(1) 評価基準

別紙「南知多町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおり

※各委員が次の「評価基準」の各評価項目について、提出書類等を評価する。評価点は、委員の採点点数の平均値（少数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

※見積評価は、全ての参加者の見積金額のうち、最低の見積金額を評価対象者の見積金額で除して得た値に、価格評価点の配分得点を乗じた数値とする。

10. 審査結果

審査の結果は以下のとおりとする。

(1) 参加者に対しては、文書によりその旨を通知するとともに、審査結果の概要を後日町ホームページで公表するものとする。なお、審査内容及び選定結果に対するの異議申し立ては認めない。

(2) 選定されなかった者は通知を行った日の翌日から起算して7日以内に、書面により理由について、説明を求めることができる。

11. 最適事業者の決定

(1) 評価点の合計が最も高い者を最適事業者とする。

(2) 採点結果が同点の場合は、事業委託金額が低い応募者を最適事業者とする。
さらに事業委託金額も同額である場合は、評価基準における「基本機能（例規立案・審査）」及び「サポート体制」の合計点数が高い者を最適事業者として決定する。

(3) 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本要領及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を最適事業者として選定する。ただし、評価点の合計が150点（200点満点）未満の場合は、最適事業者となることはできない。

12. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

南知多町契約規則（昭和39年南知多町規則第1号）に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、発注者との協議のうえ、仕様書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則として、成果品を納品し、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき

支払うこととする。

なお、準備期間中に発生する費用は、令和9年度及び令和10年度の委託費用に含むものとする。

1 3. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (4) 審査会の審査員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 見積金額が本要領に示した提案上限額を超える場合

1 4. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより選定した最適事業者を受託候補者として、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「契約交渉」という。）を行う。
この契約交渉が整ったときには、改めて見積書の提出を求め、発注者の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、発注者と受託候補者との協議により、変更することがある。
- (3) 受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候補者を契約交渉の相手方とする。
- (4) 本業務は、令和8年12月補正予算の成立を前提とした準備行為として実施するものである。予算が成立しない場合、又は予算額に変動があった場合は、本プロポーザルに基づく選定手続きの中止、又は契約内容の変更・中止を行うことがある。なお、これによって事業者が生じた損害や費用について、本町は一切の補償を行わない。

1 5. その他の留意事項

- (1) 受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することは本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては発注者と協議のうえで再委託することが出来るものとする。
- (2) 参加者は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南知多町条例第1号）及び町長が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年南知多町規則第4号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏え

- い、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努める。
- (3) 参加者は、事実上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- さらに、本件に関して本町が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (4) 本業務における制作物の著作権については、受注者が従前から著作権を有していた著作物を除き、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者が業務着手後速やかに申し出ることによって留保できるものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て提案者の負担とする。
- (6) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (7) 現受託者以外の提案者は、職員に事前に提案システムを操作する機会を与えることができるものとする。
- (8) 現受託者以外の提案者が契約した場合、現受託者と連携し、業務を進めること。

1 6. 問い合わせ先

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町 総務部総務課 総務グループ

TEL 0569-65-0711 (代) 内線212.213 FAX 0569-65-0694

E-Mail soumu@town.minamichita.lg.jp URL <https://www.town.minamichita.lg.jp>